



佐野市立地適正化計画

防災指針

— 概要版 —

令和5(2023)年3月
佐野市

防災指針の必要性と役割

- 本市では、医療・商業等の生活に必要な施設や住居等がまとまって立地し、公共交通によりそれらの施設や地域間を円滑に移動できる「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めていく指針として、令和3年3月に「佐野市立地適正化計画」を定めました。
- 佐野市立地適正化計画では、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定するとともに、都市機能や居住をそれらの区域に誘導するための基本的な考え方や、誘導するための施策等を定めています。
- このたび策定する防災指針は、佐野市立地適正化計画の一部として位置づけられるものです。防災指針は、立地適正化計画で定めている利便性の高いエリア(居住誘導区域、都市機能誘導区域)に居住や都市機能の誘導を図るにあたり、災害リスクに対する安全性の確保の指針を示すものとなります。

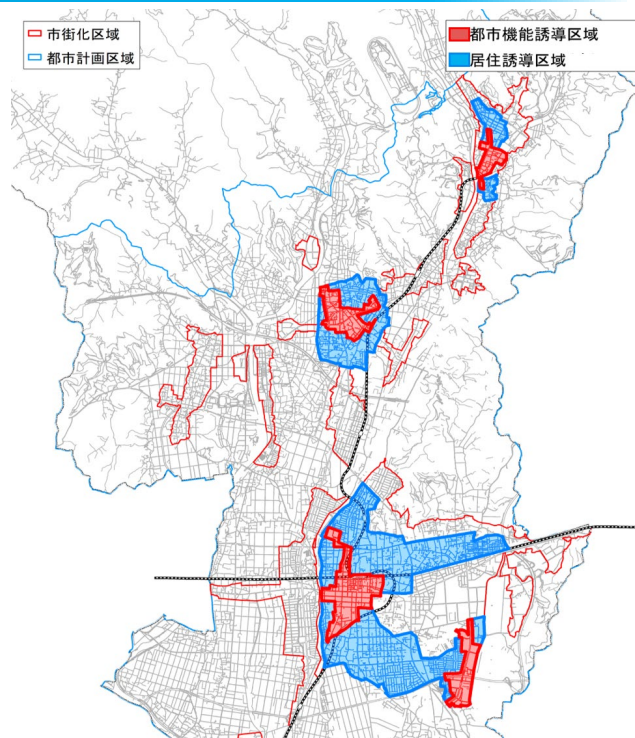


図:佐野市立地適正化計画で定めた誘導区域

防災指針の位置づけ、本市の防災関連計画との関係

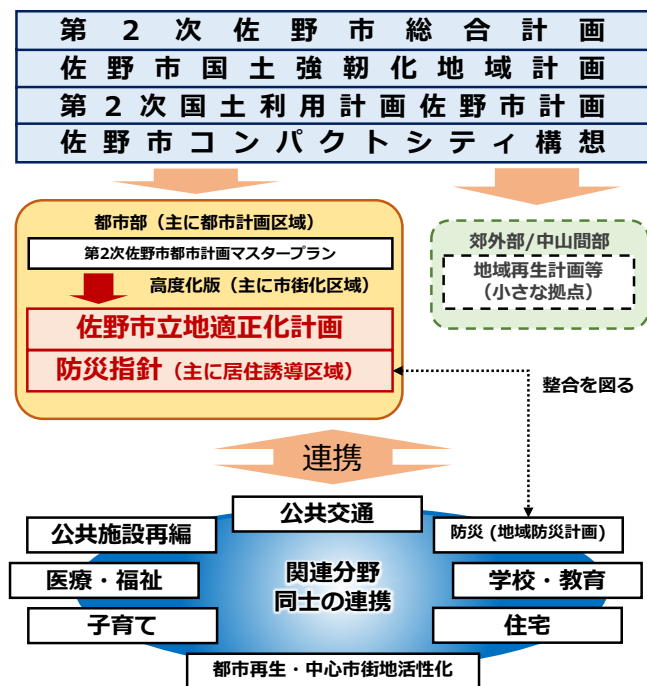


図:防災指針の位置づけ

- 本市では、大規模自然災害等に備えた防災関連計画として、「佐野市地域防災計画」および「佐野市国土強靱化地域計画」等を定めています。
- 佐野市地域防災計画は、本市における災害に係る予防、応急、復旧・復興対策に関して、市、県、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めるものです。
- 国土強靱化地域計画は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、強靱化につながる平時からのハードとソフトの取組を幅広く位置づけており、本市における強靱な都市づくりの方向性を示す計画です。
- こうした本市全体の計画に対し、防災指針は、人口減少や超高齢社会に対応したコンパクトな都市づくりにあたって、居住や都市機能の誘導を図るべき区域において、災害リスクに対する安全性の確保の指針を示すものです。

防災指針の概要

防災指針の検討項目、検討フロー

- 防災指針では、洪水、土砂災害、地震等の災害要因毎に検討を行うとともに、これらの災害を統合的に検討します。
- 防災指針は、右のフローを踏まえて策定します。

- ① 立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出
- ② リスク分析を踏まえた居住誘導区域※の見直しの検討
- ③ 居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討

計画期間

※都市機能誘導区域を含む。以下同

- 令和5(2023)年度から令和20(2038)年度まで(16年間)を計画期間とします。
 ※佐野市立地適正化計画の計画期間は、令和3(2021)年度～令和20(2038)年度(18年間)であり、同計画の一部として整合を図るものとしします。

対象とする災害リスク

防災指針で分析対象とする災害リスク

防災指針で分析対象とする災害リスク

災害	災害ハザードデータ	根拠法令
(1)洪水	洪水浸水想定区域	水防法
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流、河岸浸食)	
(2)土砂災害	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(3)地震	地震被害想定(震度分布)	—

佐野市立地適正化計画におけるハザードエリアの取扱い

- 佐野市立地適正化計画におけるハザードエリアの取扱いは以下の通りです。

佐野市立地適正化計画における災害ハザードエリアの取扱い

都市計画運用指針の考え方	災害ハザードエリア	本市の立地適正化計画での取扱い
居住誘導区域に含まないこととすべき(レッドゾーン)	土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域に含まない
原則として居住誘導区域に含まないこととすべき(イエローゾーン)	土砂災害警戒区域	居住誘導区域に含まない
	洪水浸水想定区域	原則として、浸水深3.0m以上は居住誘導区域に含まない
記載なし	家屋倒壊等氾濫想定区域	居住誘導区域に含まない

- 本市では既に市街地が形成されている地域にも洪水浸水想定区域等が広がっていることから、この範囲をすべて居住誘導区域から除外することは困難となります。
- そのため、防災指針においては、居住誘導区域内の災害リスクに対して、できる限り回避あるいは低減させるための必要な防災・減災対策を位置付け、計画的に実施していくことが求められます。

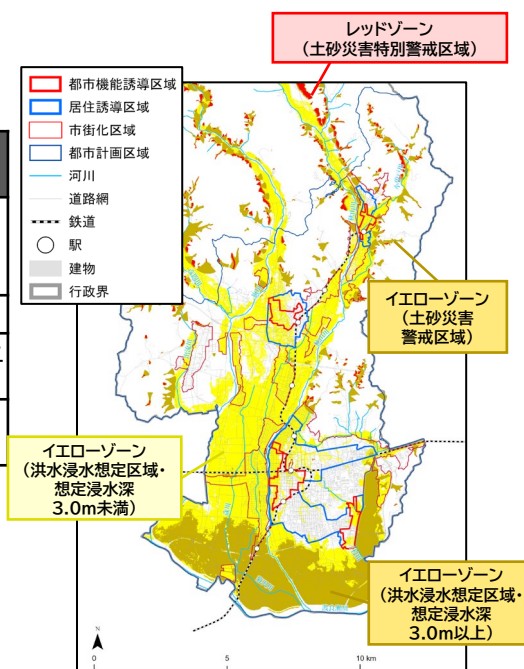


図:本市における災害レッドゾーン、イエローゾーンと誘導区域

災害リスクの分析

- 本市の災害リスクについて分析を行い、主に居住誘導区域内を対象に災害リスクを踏まえた課題を抽出しました。以下に災害リスク分析や課題の一部を掲載します。

※詳細な分析内容および課題整理については本編を参照

調査項目(災害情報の分析)

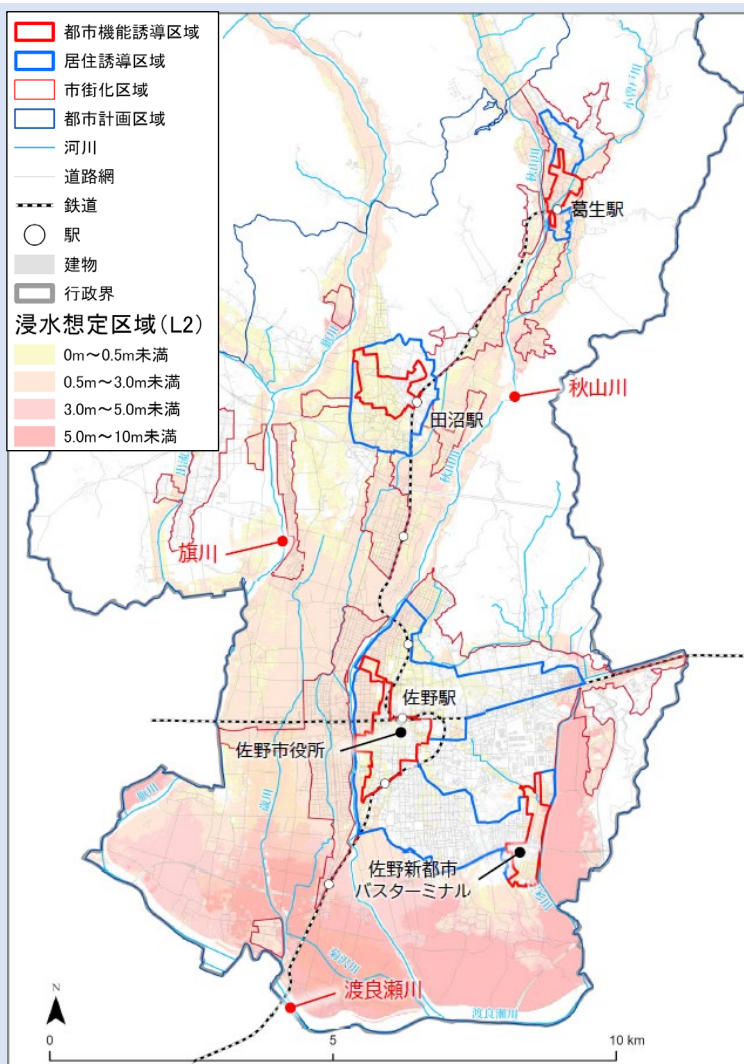
災害情報
洪水浸水想定区域(L1・L2)
浸水継続時間
家屋倒壊等氾濫想定区域
令和元年東日本台風被害
土砂災害(特別)警戒区域
地震震度分布

調査項目(災害情報と都市情報との重ね合わせ)

災害情報	都市情報
洪水浸水想定区域(L1・L2)	指定避難所等 都市機能施設
洪水浸水想定区域(L1・L2)・ 土砂災害(特別)警戒区域	建物階数・建物分布 人口分布 交通(交通結節点、鉄道、バス) アンダーパス・緊急輸送道路
浸水継続時間	都市機能施設 人口分布 緊急輸送道路 指定避難所等 建物分布
家屋倒壊等氾濫想定区域	建物分布
令和元年東日本台風被害	建物分布
土砂災害(特別)警戒区域	大規模盛土造成地

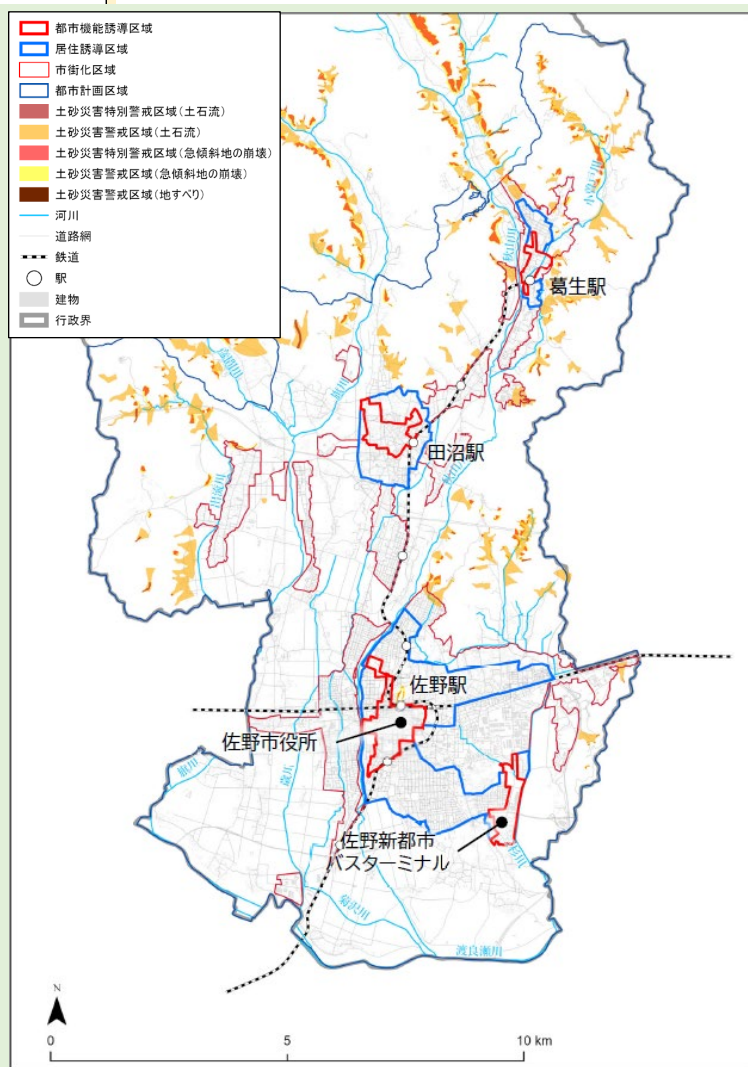
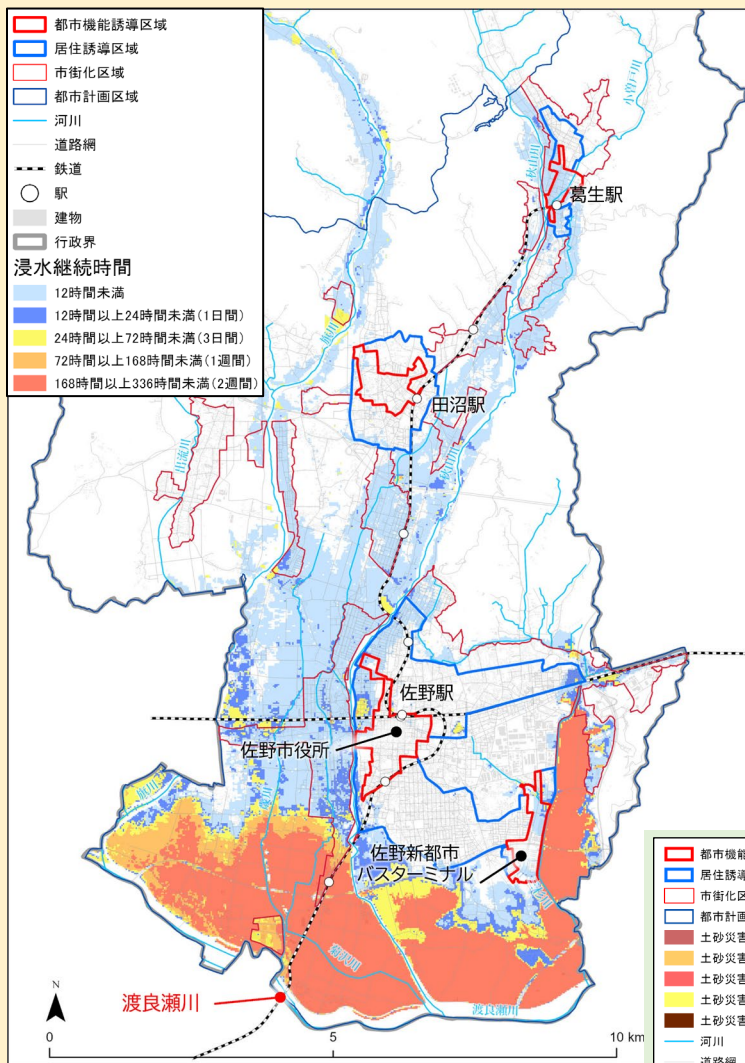
洪水浸水想定区域(L2)

- 洪水浸水想定区域は河川の氾濫により、建物等の浸水が想定される区域です。L2とは、想定最大規模(1,000年に1回の確率で降る雨)による洪水浸水想定区域を指します。
- 秋山川や旗川のほか、渡良瀬川等による浸水被害が想定され、居住誘導区域においては、住宅や医療、商業施設等の建物の浸水の恐れがあります。こうしたことから、治水対策や医療、商業施設等の機能維持、早期避難等が課題です。



浸水継続時間

- 想定最大規模の降雨によって浸水深が50cm以上になってから最終的に50cmを下回るまでの時間を示したものです。なお、50cmは屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深です。
- 居住誘導区域においては、長期間浸水が継続する区域もあり、交通への支障が長引くおそれや孤立化のおそれがあります。こうしたことから、治水対策や早期避難等が課題です。

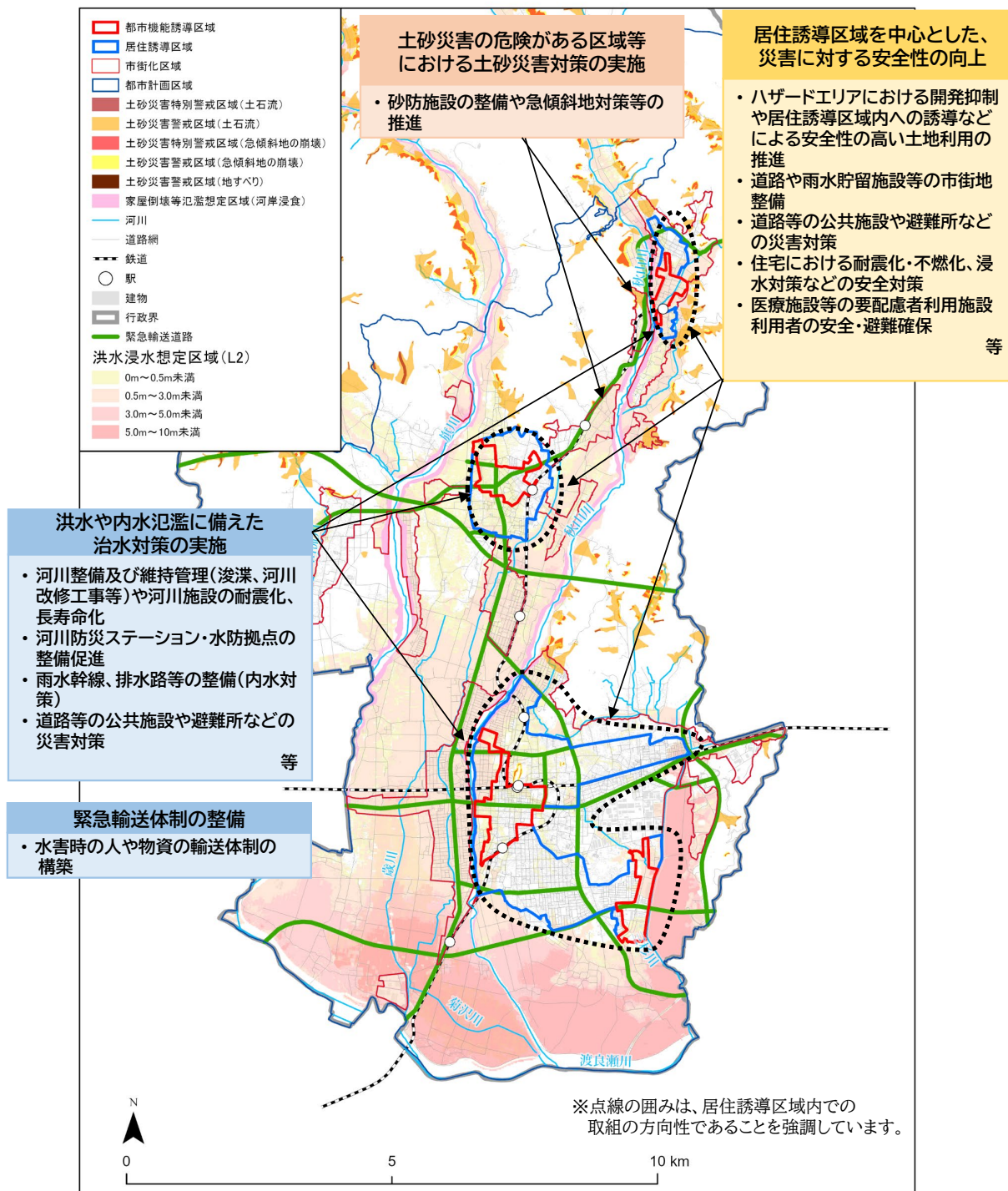


土砂災害(特別)警戒区域

- 居住誘導区域内には土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域は存在しませんが、一部、幹線道路や鉄道路線にかかる区域もあり、交通に支障が生じるおそれがあります。こうしたことから、土砂災害対策や交通機能の早期復旧への備えが課題です。

防災まちづくりの取組の方向性

- 本市のまちづくりの基本的な方針を示す第2次佐野市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本的な考え方の一つとして、「災害に強い市街地の形成と治水対策の推進」を位置づけています。このことと、災害リスク分析や課題を踏まえ、防災まちづくりの取組の方向性を以下に示します。



災害に関する情報発信の強化や、意識啓発による地域防災力向上などのソフト対策の実施

- ・ 災害時の情報共有システムの運用や防災訓練の実施など、情報の収集・伝達体制の確保
- ・ ホームページでの情報発信やハザードマップの作成・周知など、市民等への災害情報の伝達
- ・ 住民の避難意識の醸成、防災教育の実施などの意識啓発
- ・ 関係機関(自治体、民間、団体等)との災害協定の締結

図:防災まちづくりの取組の方向性

取組目標、取組方針、具体的な取組

- 主に居住誘導区域における災害リスクの回避や低減を目的とし、以下の取組目標、取組方針に基づき、具体的な取組を行うこととします。

取組目標、取組方針の一覧

取組目標	取組方針
A.安全性の高い土地利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域での居住人口や都市機能施設の維持・増加を目指します。 安全性の高い居住誘導区域の実現を目指します。 ハザードエリアへの居住や都市機能の立地の抑制を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードエリアにおける開発抑制及び居住誘導区域への移転の促進や、都市機能誘導施設の移転を促進します。 居住誘導区域における宅地の嵩上げ等の促進や、地区計画による地区レベルでの防災力の向上を図ります。 立地適正化計画の運用により、安全性の高い土地利用を推進します。
B.市街地整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> 安全性の高い市街地の形成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路拡幅や雨水貯留施設等の市街地整備を推進します。
C.公共施設、インフラ等の災害対策 <ul style="list-style-type: none"> 災害時でもライフラインや電源及び無線設備等が利用可能な状態を目指します。 道路等の公共施設や避難所の災害対応力の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの災害対応力を強化するほか、電源及び無線設備等の確保を図ります。 道路等の公共施設や避難所の災害対策を推進します。
D.治水対策 <ul style="list-style-type: none"> 河川の整備等により、水害リスクの低減を図ります。 災害予測や災害発生時の対応力の強化を図ります。 内水氾濫の発生の抑制等、市街地における水害による被害軽減を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の整備及び維持管理(浚渫、河川改修工事等)を推進するとともに、施設の耐震化、長寿命化を推進します。 河川防災ステーション・水防拠点の整備を促進するとともに、観測機器や通信経路等の充実により河川監視と適切な河川管理を図ります。 内水氾濫の発生を防ぐ排水路や下水道の整備を推進します。
E.土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の発生防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策を推進します。
F.住宅・建築物等の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物等の地震に対する安全性の向上を図ります。 特定空家等の除却により、周辺の住環境の安全性の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震診断等の地震対策の支援を図ります。また、建物の不燃化を促進します。 特定空家等の除却を推進します。
G.情報の収集・伝達体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> 災害時における情報の収集や伝達体制の円滑化を図ります。 水害発生時の適切な避難誘導を図ります。 災害発生時における迅速な応急・復旧対応の実施を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を生かした災害時の情報共有システムの運用や関係機関との訓練の実施、タイムライン(防災行動計画)の整備を図ります。 水害発生時の適切な避難に向け、事前の水害リスク評価や、水害リスク情報の共有を図ります。 関係機関(自治体、民間、団体等)との災害協定の締結により、官民連携による災害時の体制づくりを推進します。
H.緊急輸送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 水害時でも人や物資の輸送が行える体制の構築を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 水害時の人や物資の輸送体制の構築を図ります。
I.医療、福祉・介護等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉・介護施設等の利用者の安全や避難体制の確保を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉・介護等との連携強化を図ります。
J.市民等への災害情報の伝達 <ul style="list-style-type: none"> 市民等への災害情報の確実な伝達を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の適切な保守やホームページでの情報発信、ハザードマップ(デジタルハザードマップを含む)の整備、周知により、市民等へ災害情報を発信します。
K.意識啓発等による地域防災力の向上 <ul style="list-style-type: none"> 発災時の地域での災害対応力の強化や市民の防災意識の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団活動の活性化や防災意識の醸成、防災教育等の実施を図ります。

佐野市立地適正化計画防災指針 ー概要版ー

具体的な取組

取組方針	具体的な取組内容	分類	実施(関係)主体	取組時期		
				～R7	～R12	～R20
A	安全性の高い土地利用の推進	ハザードエリアにおける開発抑制	ソフト	市(都市計画課)		
		居住誘導区域内の宅地の嵩上げ等の促進	ハード	市(都市計画課)		
		安全性の高い居住誘導区域内への誘導	ソフト	市(都市計画課)		
B	市街地整備の推進	都市再生整備計画に基づく事業の推進	ハード	市(都市計画課)		
		学校や公園からの雨水流出抑制対策の推進	ハード	市(都市整備課、学校管理課)		
		住宅からの雨水流出抑制対策の推進	ハード	市(建築住宅課、建築指導課、下水道課)、市民、事業者		
		道路幅及び無電柱化の推進	ハード	県、市(都市整備課、道路河川課、建築指導課)、事業者		
		道路、橋梁等の整備及び維持管理	ハード	県、市(道路河川課)		
	土地区画整理事業の推進	ハード	市(都市整備課)、市民、事業者			
C	公共施設、インフラ等の災害対策	庁舎及び市有施設の浸水対策や適正な維持管理	ハード	市(財産活用課、行政センター、行政経営課、消防本部総務課)		
		電源及び無線設備の確保やライフラインの災害対応力の強化	ハード ソフト	市(財産活用課、危機管理課)、事業者		
		災害時の代替交通手段の確保	ソフト	市(危機管理課、都市計画課)、事業者		
		アンダーパスの冠水対策(進入防止対策、排水機能強化等)	ハード	県・市(道路河川課)		
		緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保	ハード	国、県、市(道路河川課)		
		災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保	ソフト	市(危機管理課)		
		道路の冠水対策の推進	ハード	県、市(道路河川課、下水道課)		
D	治水対策	河川施設の耐震化、長寿命化の推進	ハード	国、県、市(道路河川課、農政課)		
		水門や排水機場等の維持管理	ハード	国、県、市(下水道課、道路河川課、農政課)、事業者		
		河川整備及び維持管理(浚渫、河川改修工事等)	ハード	国、県、市(道路河川課)		
		河川防災ステーション・水防拠点の整備促進	ハード	国、県		
		河川監視と適切な河川管理	ソフト	国、県、市(道路河川課)		
	雨水幹線、排水路等の整備(内水対策)の推進	ハード	市(道路河川課、下水道課)			
E	土砂災害対策	砂防施設の整備の推進 急傾斜地対策等の推進	ハード	県、市(道路河川課)		
F	住宅・建築物等の安全対策	主に建物密集地における建物の耐震化、不燃化の促進	ハード	市(都市計画課、建築住宅課、建築指導課)		
		住宅・建築物等の安全対策の促進(浸水、河岸浸食、氾濫流、土砂災害、液状化等)	ハード	市(建築住宅課、建築指導課)		
		木造家屋耐震診断補助、耐震改修費補助制度の利用促進	ソフト	市(建築住宅課、建築指導課)		
		特定空家等除却補助の利用促進	ソフト	市(建築住宅課)		
G	情報の収集・伝達体制の確保	関係機関や団体等と連携した防災訓練の実施	ソフト	市(危機管理課)、市民、事業者		
		水害リスク評価、水害リスク情報の共有	ソフト	国、県、市(危機管理課、道路河川課)		
		タイムライン(防災行動計画)の整備	ソフト	国、県、市(危機管理課)		
		関係機関(自治体、民間、団体等)との災害協定の締結等の官民連携による災害時の体制づくり	ソフト	市(危機管理課)、事業者		
H	緊急輸送体制の整備	水害時の人や物資の輸送体制の構築	ソフト	市(都市計画課、市民生活課、危機管理課、産業政策課、文化推進課、財産活用課、観光推進課、スポーツ推進課)		
I	医療、福祉・介護等との連携強化	医療施設の浸水対策(医療施設の機能障害時の連携の促進等)	ソフト	事業者、市(健康増進課)		
		高齢者施設等の浸水対策(避難確保等)	ソフト	市(社会福祉課、障がい福祉課、いきいき高齢課、介護保険課)、事業者		
		要配慮者利用施設(医療施設、高齢者施設以外)の浸水対策(避難確保等)	ソフト	市(こども課、保育課、学校管理課)、事業者		
J	市民等への災害情報の伝達	市民等への災害情報発信	ソフト	市(広報ブランド推進課、危機管理課)		
		ハザードマップ(デジタルハザードマップを含む)の更新、周知	ソフト	市(広報ブランド推進課、デジタル推進課、危機管理課)		
		内水ハザードマップの作成、周知	ソフト	市(広報ブランド推進課、危機管理課、下水道課)		
		防災メールの登録の推進	ソフト	市(危機管理課)		
K	意識啓発等による地域防災力の向上	市民等の避難意識の醸成、防災教育の実施	ソフト	市(危機管理課)、市民、事業者		
		消防団活動等の活性化	ソフト	市(消防本部総務課)、市民		
		地区防災計画による地区レベルでの防災性の向上	ソフト	市(危機管理課)、市民、事業者		

目標の設定と進行管理

目標値の設定

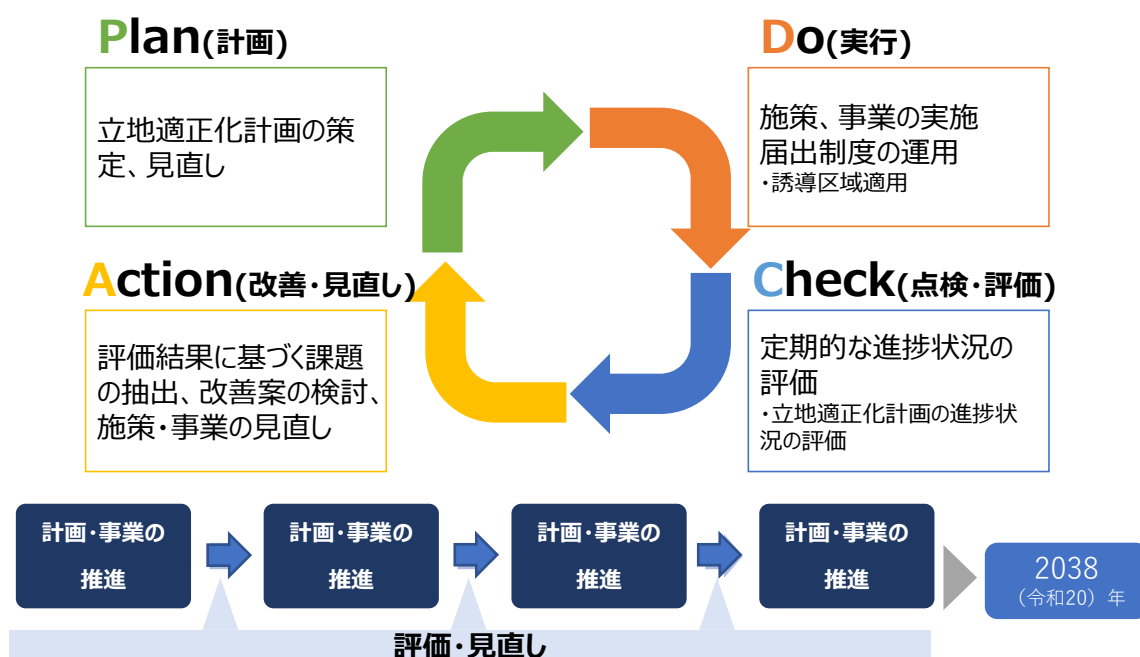
- 防災指針の進捗状況や効果の発現状況を客観的、定量的に評価するため、評価指標及び目標値を設定します。評価指標は、本計画の施策・事業の実施により発生する効果・成果を表すアウトカム指標と、施策・事業の実施状況を表すアウトプット指標の観点から設定し、定期的な評価・進行管理を行うものとしします。
- 目標年次は、計画期間の最終年となる令和20(2038)年とします。その後については上位計画や関連計画の見直し等も踏まえて、本計画の目標値も見直していくこととします。

評価指標及び目標値

評価指標	基準値	目標値(2038年)
日頃から災害に対する備えをしている市民の割合	43.7% 【2021年】	60.7%
居住誘導区域外のハザードエリア内の人口／居住誘導区域内の人口	22.7% 【2015年】	14.2%以下
雨水幹線排水路の整備率	61.4%【2021年】	69.3%
住宅の耐震化率	84%【2021年】	95%以上

進行管理

- 防災指針は、佐野市立地適正化計画の一部として、PDCAサイクルに基づき、計画の進行管理を行います。概ね5年ごとに、施策等の実施状況について検証するとともに、設定した評価指標や目標値等による進捗状況の評価します。その結果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。また、今後は、防災・減災の取組への新技術やデジタル技術の活用も検討します。



図：佐野市立地適正化計画の進行管理におけるPDCAサイクル

SANO

佐野市立地適正化計画
防災指針
— 概要版 —